

2023-3-14 第53回社会保障審議会児童部会

○尾崎総務課長 それでは、おそろいのですし、定刻となりましたので、ただいまから第53回「社会保障審議会児童部会」を開催いたします。

まず、委員の皆様方には、大変お忙しい中、御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、このような形、ウェブ会議で開催させていただければと思います。

また、本日の委員の出欠状況でございますが、岡委員から御欠席との連絡を賜っております。

また、今回の委員会ですが、傍聴希望者向けにユーチューブでライブ配信をしていますが、これ以降の録音・録画は禁止させていただきますので、傍聴されている方、録音・録画の禁止については、どうぞ御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、頭撮りはこれまでとさせていただきます、ここから先の議事は前田部長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○前田部長 皆様、おはようございます。本日は、お忙しい中、御参集賜り、誠にありがとうございます。

本日は、最近の子ども家庭行政の動向について、御報告がございます。よろしくお願いいたします。

○尾崎総務課長 事務局でございます。

それでは、お手元の資料に沿って御説明させていただければと思います。今、資料を共有させていただきます。

前回の児童部会でございますが、9月14日に開催させていただいております。その後、様々な動きがございましたので、そちらについて資料に沿ってお話しをさせていただければと思います。

まず、資料1-1でございますが、こども家庭庁の組織の関係でございます。こども家庭庁、4月1日、あと数週間後に発足ということでございます。こどもまんなか社会を実現するための省庁。政府のこども政策の司令塔となる役所でございます。

具体的にどのような体制で発足するかというのが、資料、真ん中より下の部分でございます。大きく3つの部局で構成されます。

まず、長官官房でございます。こちらがこども大綱の策定とか少子化対策、全体ですね。そちらの関係の企画立案・総合調整といったものを担う部門でございます。

左下、成育局でございます。こちらは、出産・妊娠の支援、母子保健とか就学前のこどもの育ちの保障、保育ですとか、放課後などの居場所づくり等々。さらには、こどもの安全といったものを担う部局として成育局でございます。

右側が支援局でございます。こちらは児童虐待防止対策ですとか社会的養護、こどもの貧困対策、ひとり親家庭、障害児支援、さらには、いじめ防止等々、様々な困難を抱え

るこどもや家庭に対する包括的な支援を担う部局ということになります。

この3つの部局でスタートということになります。

関連しまして、資料1-2になりますが、こども家庭庁が発足いたしますと、こども家庭庁にこども家庭審議会という審議会が設置されます。その審議会に、厚労省なり内閣府に置かれていました関係審議会の機能が移管されることになります。その結果、この児童部会についても、その機能をこども家庭審議会のほうに移管という形になります。そういった意味では、児童部会としては本日、最後という形になります。本当に長い間、様々な観点から御指導いただきまして、ありがとうございました。こども家庭審議会自身は、4月以降に設置ということになります。また、様々、御指導なりいただく機会もあると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

こちらが、資料1、こども家庭庁関係でございました。

続きまして、資料2でございます。新しい事業でございます、出産・子育て応援交付金の事業について御説明させていただきます。

資料については、3ページが全体の概要になってございますが、まず、事業の目的としましては、全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるように、妊娠時から出産・子育てまで、身近な伴走型の相談支援と経済的支援をパッケージで実施するということでございます。それによりまして、相談実施機関へのアクセスがしやすくなって、必要なサービスに確実に結びつき、事業の効果が上がるのではないかと考えてございます。実施主体は市町村となってございまして、妊娠から出産にかけて、大きく3回の面談を行っていただきたいと思っています。2回目の面談については、希望者だけということも可能としておりますが、基本は3回やっていただきたいなと思っています。

1回目の面談が、左上のほうになります。妊娠のタイミングでございます。特に初産の方については、初めての経験ということもありますので、出産までの過ごし方が分からないという悩みも出てくると思います。そこで、真ん中が相談の内容になりますが、例えば子育てガイドなどを一緒に確認しながら、出産までの見通しを寄り添って立てる、こんなような相談を行っていただく。その上で、そのタイミングで5万円相当の経済的支援を行うという形になります。こういった5万円相当の経済的支援などを活用しながら、例えば妊婦健診の交通費に充てるとか、マタニティウェアの購入費に充てるといったことを念頭に置きながら、この5万円相当の経済的支援を行うということでございます。

2回目の面談のタイミングは、妊娠後期、妊娠8か月ぐらいのタイミングでございます。この頃になりますと、出産後の手続きが気になるとか、育休の取得も気になるでしょうし、初めてお子さんを持つということになれば、赤ちゃんの世話なり、家事がうまくできるかといった悩みも出てくるのではないかと考えています。そういったときに、伴走型の相談支援で産前・産後のサービスの利用を一緒に考えたり、育児休業の取得を推奨したり、さらには両親学級なり育児体験教室といったものを紹介し、必要に応じて活用していただく。こんな支援ができるのではないかと考えています。

3点目、3回目の面談のタイミングは、出産直後のタイミングでございます。こどもが生まれますと、その後、育児の悩みというのも出てくると思いますので、悩みの共有とか情報交換ができる仲間が欲しい、こんなリクエストも出てくると思いますし、また夜泣きなどで育児疲れという話も出てくるのではないかと。保育所の入所手続についても気になるのではないかと考えてございます。

そこで、真ん中の相談支援のところですが、先輩家庭と出会う機会ですとか、父親交流会といった悩みを共有できる仲間づくりといった機会を紹介することもできると思いますし、産後ケア等のサービスの紹介とか、育休なり保育所の入所手続も紹介できるのではないかと。このタイミングで、また5万円相当の経済的支援を行いますので、こちらを活用していただいて、産後ケアなり民間の家事サービスといったものの利用料に充てる。こんなこともできるのではないかと考えています。こういった形で、伴走型の相談支援と経済的支援を組み合わせることによりまして、妊産婦、子育て家庭の安心というものにつなげていきたいという事業でございます。

この事業、市町村で実施いただく形になりますが、9割方の市町村で年度内に実施という形になってございます。各市町村でそれぞれ状況が違ってくると思いますので、創意工夫を凝らしていただきながら、この事業を実施していただきたいと考えてございます。ここまでが新しい事業のお話でございました。

ここから、保育なり児童福祉施設の関係の施策について御説明させていただきます。資料3でございます。児童福祉施設に対する指導監査の関係でございます。前回、9月の審議会でも見直しの方向性を御報告させていただきましたが、さらに整理が進みましたので、そちらについてお話しをさせていただきます。

現状、児童福祉施設に対する指導監査、定期的なものにつきましては、1年に1回以上、職員を実地で検査させる。現地に赴いて検査するというルールになってございます。この点に関しまして、地方分権の提案で、現地によらない方法での検査も認めてほしい、このような提案があったところでございます。

一方で、ほかの資料でまた御説明させていただきますが、送迎バスに園児が取り残されて亡くなってしまった事案ですとか、虐待などが行われているのではないかとといった報道などもなされているところでございまして、保育等の質の確保と指導監査を実効的なものにするといったことも当然必要になってきます。そういった状況を踏まえて、今から御説明させていただくような見直しを行いたいということでございます。

まず、指導監査につきましては、引き続き実地での監査を原則とさせていただきます。実地監査が原則、ここは変わりがございません。それで、例外を2つ設けさせていただきたいと考えています。

1つ目の例外が、天災その他やむを得ない事由については、現地によらない方法での検査を認めるということです。

もう一つの例外ですが、今から御説明する3つの条件を全て満たしている場合について

は、実地じゃない方法での検査を認めるということでございます。

条件の1つ目ですが、検査に入ろうとする施設の前年度の実地の検査の結果が良好なので、本年度は実地でなくてもいいだろうと判断できる場合が1つ目の条件になります。

2つ目の条件は、検査に入ろうとする施設が所在する都道府県における、前の年度の実地の検査の実施状況が5割以上ということを経験にいたします。ですから、前年度の実地検査の状況が4割とか、そういった自治体については、この例外の2つ目は使えないという形になります。これが条件の2つ目です。

条件の3つ目は、監査に入ろうとしている施設が設置してから3年を経過しているということ。新し過ぎないということでございます。

この今、述べた3つの条件を全て満たす場合には、実地によらない方法での検査を認めるということでございます。この2つの例外を入れたいと思っております。

併せて、保育等の質の確保と実効的な指導監査を求めなければなりませんので、幾つか取組をさせていただこうと思っております。

1つが、検査の実施率向上のための取組でございます。そもそも論として、各自治体には検査を実地で行うことが原則ですので、実地の検査を前提とした体制整備をお願いしたいと思っております。資料にはございませんが、来年度の地方交付税措置で、道府県の標準団体当たり1名を追加で職員を置けるという措置をさせていただいております。こういったものも活用しながら、きちんとした体制を組んでいただきたい。また、検査の実施状況については、国のほうで把握の上、公表させていただきたい、このようなことをしたいと思っております。

また、2点目、実地によらない方法で検査を行う場合の留意点も提示させていただきます。実地によらないということで、書面で確認しておしまいということでは認められませんが、テレビ会議なり電話などを通じてしっかりと確認いただく。また、実地によらない検査で疑念が生じた場合は、速やかに実地検査に切り換えていくことをお願いしたいと思っております。

3点目が、特別指導監査の適切な運用ということで、不適切な保育が疑われるといった相談などが実地に入ることもあると思っております。そういったケースは、必要に応じて特別指導監査、これは実地で行うこととなりますが、こちらできちんと事実関係を確認いただきまして、必要に応じて事案の公表なり改善勧告なり、必要な措置を取っていただきたいということでございます。

4点目が、一般指導監査、この1年に1回の監査で、より優先的かつ重点的に確認すべき事項を国のほうで提示したいと思っております。特に来年度、こどもの安全管理とか適切な保育・支援の実施に関して、しっかり見ていただきたい、こういったものを示したいと思っております。こちらが資料3の説明でございました。

保育の関係が少し続きます。静岡県牧之原市の認定こども園の事案の関係でございます。送迎バスにお子さんが取り残されて亡くなられた事案でございます。前回の部会でも事案

の御報告だけをさせていただきましたが、10月に4項目の緊急対策を取りまとめておりますので、その内容を御報告させていただければと思います。

資料の4ページになりますが、緊急対策の1つ目です。これは、こどもの所在の確認と安全装置の設置の義務づけということでございます。関係の省令を改正させていただきまして、2点の義務づけを行っています。

義務づけの1つ目、真ん中、改正概要のマル1ですが、バスに乗ったり、降りたりする際に、点呼等の方法でこどもの所在を確認していただく。これを義務とさせていただいています。

また、2点目ですが、送迎用バスに安全装置をつけていただくのを義務づけるとともに、その装置を用いて、バスを降りた際にこどもが取り残されていないか、きちんと所在確認をしていただく、この2つを義務として入れてございます。これが対策の1つ目です。

対策の2つ目でございますが、バスに安全装置をつける際に、どのような装置をつけるのかというのが問題となりますので、ガイドラインをつくっていただきました。国交省さんのほうでつくっていただいております。方式としては2つでして、1つが真ん中より上に書いてある方法、降車時の確認式の装置というものです。エンジンを止めますと、バスの後ろのほうの装置が作動して、運転手さん等に車内の確認を促す音が鳴る。運転手さん等がバスの中を確認しながら、こどもがいないことを確認しながら、バスの後ろのほうに行き、そのボタンを押すと音が止まるという装置です。一定期間、確認が行われない場合には、車の外に向けて警報が鳴るといった装置が1つ目の種類でございます。

2つ目は、いわゆるセンサーでございまして、エンジンを停止してから一定時間後にセンサーが動き出して、車内を検知する。こどもがいることが分かれば、外に向けて警報が鳴る。こういったいずれかの装置をつけてくださいということでございます。これが対策の2点目でございます。

緊急対策の3点目が、安全管理マニュアルの作成と配布でございます。安全装置は車側の対策でございますが、その両輪として園側の対策ということでやらせていただいているものでございます。現場の役に立って、分かりやすく簡潔な、いわゆるチェックシートのようなものをつくらせていただいて配らせていただきました。こういうものを活用して、しっかりとこどもの安全を確保していただきたいということでございます。

最後、4点目が、経済的支援でございます。安全装置を入れるにしても費用がかかりますので、今年度の2次補正予算で所要の費用を確保させていただいております。どういうものが対象になるかということですが、2の(1)で、送迎用バスへの安全装置の導入についての費用に対する助成。(2)でいえば、登園管理システムの導入支援。(3)で、こどもの見守りタグの導入支援。こういった器材の導入支援の経費と、4番目になりますが、安全管理マニュアルの研修支援といったこともさせていただいております。こういった取組をしっかりと進めて、二度と同じような事故が起こらないように努めていきたいと思っております。

保育の関係、続きまして、不適切な保育への対応でございます。幾つか様々な報道がなされているところでございまして、それを踏まえ、国としても2つ対応させていただこうと思っております。

1つが、2の国における対応の1つ目のポツになります。昨年12月に、これから御説明する内容について周知・徹底させていただいたということでございます。まず、1つ目が、保育所等における虐待等の発生防止について、改めて徹底するというをお願いしております。2番が、もし虐待等が疑われる事案が発生してしまった場合には、行政に速やかに情報提供・相談をしていただきたい。3点目で、その情報提供・相談を受けた行政においては、速やかに事実確認する。その上で、しっかりと事実確認を行っていただいた結果、保育士等の資格の取消しということも、必要であれば行っていただく。このような内容について周知徹底をさせていただいたところでございます。

また、2つ目の取組として、今後の対応に生かすために、保育施設における虐待等の不適切な保育の実態とか、通報を受けた自治体の対応や体制についての全国的な実態調査をやらせていただいております。今、中身については、まさに集計した上で分析を行っているところでございまして、分析ができれば、また公表させていただこうと思っております。

ちょっと御留意いただきたいのは、この調査でございますが、個別の事案を把握して行政指導につなげるといったことを目的とするものではございません。この調査の結果を踏まえて、不適切な保育を、施設の中なり外なり、早めに相談に行ける。その結果、早いタイミングで事案の状況が把握されて、不適切な保育が防げるような環境なり体制づくりにつなげていきたいといった観点から行っているものでございます。

また、様々な報道が出たこともありまして、保育の現場で少し萎縮してしまっているような話も聞いてございますので、保育現場において安心して保育に臨むことができるように、そういった対策も併せて考えられないか、検討しているということでございます。この辺りが不適切な保育の対応に関するものでございました。

次に、いわゆるわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化の関係でございます。昨年の通常国会で成立した児童福祉法の一部改正におきまして、わいせつ行為を行った保育士の登録の取消しとか再登録の制限など、資格管理の厳格化を設けたところでございます。この業務を実際に行うのは都道府県になりますので、各都道府県がしっかりとこの業務を実施できるように、その対応に関して基本的な方針をまとめようと思っております。今、作業しているところでございます。

時間の関係で、中身、詳細は御説明しませんが、ポイントだけ申しますと、右側のほうに基本方針(案)の主な内容と書いてあると思います。その下から2つ目ぐらいに3番で、保育士の任命又は雇用に関する施策というのがあると思います。ここの(1)で、データベースの整備とありますが、まず、国のほうで、こういったわいせつ行為を行って取消しを受けたような保育士さんのデータベースをきちんとつくろうと思っております。

その上で、(2)でございますが、保育士を任命なり雇用する場合には、そのデータベ

ースの内容を見ていただきまして、それを踏まえた対応をしていただきたいたいといった内容を盛り込む方向でございます。

また、4番の特定登録取消者に対する保育士の再登録に関する施策でございますが、基本的には、わいせつ行為を行って登録を取り消された方、再登録はなかなか難しいと思っておりますが、仮に再登録するのであれば、一番下の行にあります。都道府県の児童福祉審議会の意見をしっかり聞いていただいた上で、再登録の是非を考えていただきたいたいといった内容も盛り込もうと思っております。

現在、この内容でパブリックコメントをかけているところでございまして、整い次第、また正式なものとして作り込みたいと思っております。

これが、わいせつ保育士の資格管理の厳格化の関係でございました。

保育の関係、最後でございますが、使用済みおむつの処分に関するものでございます。使用済みおむつについては、園で処分されたり、保護者に持って返っていただいたり、いろいろな対応が考えられますが、こちらのほうで少し調べさせていただいたところ、多くの自治体で、ここ数年の間に使用済みおむつの処分を保育所で行うよう方針を示している。そのような状況も踏まえて、自治体の取組を後押しするという観点から、国としての考え方をお示しさせていただいております。

1つ目ですけれども、おむつの処分につきましては、保育士なり保護者の負担軽減にもつながりますので、保育所等で使用済みおむつの処分を行っていただきたいたい。これを推奨しようというのが1つ目の国の立場であります。

2点目は、そうしますと、保育所のほうとしては、ごみ箱などの保管スペースを確保しなければいけないといった問題も出てくると思います。そういった際には、国の補助金を使って、おむつの保管用のごみ箱の購入等ができますよという御案内をさせていただいております。

3点目は、おむつの処分をどこでやるかにかかわらず、保育所と保護者さん、よく連携していただいて、保護者さんに対して、保育所のほうからこどもの健康状態に関する情報をしっかり共有いただきたいたい。このような内容の方針を国のほうとしても示させていただいたということでございます。

この辺りまでが保育所の関係でございました。

続きまして、放課後の関係でございます。放課後児童対策については、放課後児童クラブとか児童館が大きな役割を果たすものと思っております。そういった放課後の居場所も含めて、こどもの居場所につきましては、こども家庭庁のほうで、その在り方を議論するという形になっています。これは来年度から議論が本格化すると思いますので、それに先立って、それに間に合うように、放課後児童クラブなり児童館でどのような課題があって、どういう方向性が考えられるのかといったものをまとめさせていただいているというものでございます。

時間の関係で、目次を見ながら簡単に御説明させていただきますが、まず、放課後児童

クラブにつきましては、1番のところに3つ、大きく課題が述べられてございます。待機児童対策。2つ目が放課後子供教室の一体型の推進。3点目が、障害のあるこどものインクルージョンの推進、こういったものについて課題なり方向性をまとめていただいているということでございます。

例えば待機児童対策については、現在、新・放課後子ども総合プランに基づきまして、受け皿整備を進めているところでございますが、そういったものを引き続き着実に実施することに加えて、自治体独自の事業とか民間の預かりサービスなど、多様な居場所を含めて総合的に検討していく必要があるのではないかとというような取りまとめをいただいておりますし、放課後子供教室との一体的な推進について、関係者間との連携が大事だと。さらに、実際に支援をしようと思うと人材の確保といったことも課題になりますので、地域における連携とか協働といったものが期待されるのではないかとといったことを整理していただいております。

また、インクルージョンの推進につきましては、医療的ケア児も含めて、その実態をきちんと把握して、保護者とか支援員とか自治体の職員、関係機関、施設といった様々な方の意見を聴取した上で、引き続き、議論していく必要があるだろう。そのようなまとめをいただいているところでございます。

また、児童館については、3. 今後の児童館のあり方ということで、こどもの居場所としての児童館の機能・役割を強化していくべきだといった御意見があったり、児童館には様々な方が来られますし、その中には福祉的課題を抱えた方も来られると思いますので、ソーシャルワークを含めた福祉的課題への対応強化といったことが方向性として考えられるのではないかと。

さらには、3番ですが、大型児童館等を中心に、地域における児童館全体の機能強化といったものも考えていく必要があるのではないかと。このような御指摘をいただいているところでございます。

こちらは、2月8日に開催されました専門委員会で座長一任という状況になっておりまして、現在、最終的な調整を進めているところであります。まとめ次第、公表ということでございますが、こども家庭庁の居場所の議論につなげられればということでございます。

ここまで、放課後の関係でございました。

ここから、何点か児童虐待の関係でございます。

1つは、体制の関係でございます。資料6-1をご覧くださいければと思います。

2ページ目でございます。児童虐待について、相談件数も伸びておりますし、しっかりとした対応が必要だということで、昨年12月に関係府省庁の連絡会議で、新たな児童虐待防止対策の体制総合強化プランといったものをまとめさせていただいております。その中で、児童相談所の児童福祉司なり児童心理司の配置の目標数なども設定しているということでございます。



まず、児童福祉司について見ますと、令和4年度の実績で5780名程度の方が、今、配属になっているところがございますが、これを令和5年、6年の2年間で1060人程度増やしまして、令和6年度、6850人程度にしようといった目標を定めてございます。児童心理司についても、現在2350名程度でございますが、令和8年までに3300人程度にしようといった目標を定めさせていただいているところがございます。

児童相談所について見ますと、昨年の児童福祉法の改正で、一時保護を始める際の司法審査といったものも入ることになっておりますので、また業務量に影響が出てくるかもしれません。そういったことも踏まえて、必要に応じて、このプランを見直していこうというものが盛り込まれてございますし、令和6年から始まりますこども家庭センターについても、必要な体制について検討を行った上で、令和5年度中に設置目標を定めるといった内容になってございます。こういった形で専門職の方を増やしていこうということでございますが、そうしますと、採用活動とか資格を取るために様々な必要なことが起きてきますので、それについて国としても必要な事業を設けて、その後押しをしていこうということでございます。この辺りが体制の関係でございました。

2点目が、こちらも昨年の通常国会で成立した児童福祉法に盛り込まれておりました、こども家庭福祉の認定資格の関係でございます。具体的なカリキュラム等々について検討会で御議論いただいております。3月6日にまとめられたところでございまして、この方向に沿って必要な取組を進めていきたいと思っております。

資料の2ページでございます。この新たな認定資格の関係でございますが、一定の研修を受けて、試験を受けて取得する資格になりますが、対象者としては、大きく3つのカテゴリーに分かれているところでございます。

まず、一番左の社会福祉士・精神保健福祉士といった資格を持った方が、こども家庭福祉に係る相談援助業務の実務を2年間以上やっていただいて、こども家庭福祉の指定研修、100時間程度の研修を受け、試験を受けて、この資格を取るというルートが一番左のルートでございます。この中で、社会福祉士なり精神保健福祉士の資格を持っていて相談援助を行っているのですが、こどもに関するものばかりではないという場合であっても、こども家庭福祉の相談援助業務を一定程度、業務量を問わず行っていただいた場合については、24時間程度の追加の研修を受けていただいた上で、この100時間程度の指定研修を受け、試験を受けて、資格を取れるとしましてはどうかということで取りまとめをいただいております。

また、真ん中のルートでございますが、こども家庭福祉の相談援助業務の実務経験者ということで、4年以上の実務経験がある方については、ソーシャルワークに関する研修を97.5時間を受けていただいて、その上で指定研修を100.5時間。試験を受けていただいて資格が取れる。

一番右が保育所等に勤務する保育士でございますが、地域連携推進員とか保育所長・主任保育士・副主任保育士といった立場で、相談援助業務、4年以上の経験を積んでいるという方については、ソーシャルワークの研修を165時間を受けていただいて、指定研修を受け、

試験を受け、資格を取るといった流れにしようということでございます。

試験につきましては、認定機関が毎年1回以上、実施していただいて、中身については、事例問題も含めた選択式、どのルートの受講者も同じという形にさせていただきたいと思っております。

また、この資格、実際、働きながら取る方が多いと思いますので、そういった点も踏まえて、研修体制の確保等についても御意見をいただいております。

まず、研修や試験を受けやすい仕組み、財政的インセンティブが必要だということも言われておりますし、現任者が勤務する施設が研修を行う場合の支援といったものも必要だということもございます。こういった提言を受けて、どのような対応ができるのか、考えていきたいと思っております。

また、資格の名称につきましては、こども家庭ソーシャルワーカーということで御意見をいただいたところでございます。

この辺りが新しい認定資格の関係でございます。

虐待の関係、最後でございますが、さきの臨時国会で民法が改正されております。それを踏まえて、児童福祉法等についても改正させていただいております。さきの臨時国会で民法が改正されまして、大きく2つの内容が規定されてございます。

1つは、親権者による懲戒権の規定を削除するという改正。

もう一つが、親権者が監護・教育するに当たって、体罰等の、心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないといった内容が盛り込まれたところでございます。この内容と同じ内容を、児童福祉法、児童虐待防止法についても盛り込むという形で改正させていただいたということでございます。

こちらについての御報告でございます。

ここから先が母子保健の関係を2点でございます。

まず、1つが、母子健康手帳なり母子保健情報について検討会を設けて検討してきましたので、その内容についての御報告でございます。

資料、2ページが、母子健康手帳の見直しの内容でございます。全体的な事項、1番にございますが、(1)のところ、母子保健情報なり母子健康手帳の電子化についてでございます。こちらについては、自治体なり医療機関の事務負担の軽減もありますが、その準備も必要となりますので、令和7年度を目標時期とした上で、母子健康手帳のデジタル化に向けて環境整備を進めていく、こういった内容に取りまとめさせていただいたところでございます。

また、2番の個別の事項、母子健康手帳に記載する事項でございますが、例えば母親の欄でいいますと、何らかの悩みがある場合には、地域の子育て世代包括支援センターに相談を促すような記載を追加したり、産後ケア事業に関する記録欄を追加してございます。

また、こどもの関係の欄でいいますと、こどもの2つ目の欄になりますが、任意様式に学童期以降の健康状態の記録欄を追加する、このような見直しもしたいと思っております。

また、その他欄の1つ目のポツになりますが、多言語版の母子健康手帳とか、低出生体重児向けの成長曲線を入れるなど、多様性に配慮した情報提供を充実していこうということでございまして、この方向で母子健康手帳の見直しをしたいと思っております。

もう一方の母子保健情報のデジタル化の関係でございまして。

1つは、マイナポータルを通じて閲覧できる情報を拡充していこうということでございます。令和2年度から、マイナポータルで妊婦健診の情報とか3～4か月健診、1.6、3歳児健診の情報の一部が見られるようになっております。今般、マイナポータルで見ることができる情報というのを充実していこうということで検討いただきました。

現時点で新たに追加すべき情報として、妊産婦さんの情報についていうと、妊娠中の喫煙・飲酒、感染症の検査、産婦健診、産後ケア事業、EPDS等のアセスメントの実施の状況といったものをマイナポータルで見ることができるようになりますという方向で御意見をいただいておりますし、乳幼児の情報でいいますと、新生児訪問指導、屈折検査、歯の汚れ等、歯の関係の情報についてマイナポータルで見られるようにしようという提言をいただいております。

また、母子保健情報のデジタル化全体については、今のプロセス、様々課題があるということですので、その課題ごとにきちんと対応を考えていこう。その際には、来年度の事業になりますが、母子保健情報のデジタル化実証事業というのやらせていただきたいと思っております。この事業を実施しながら、課題なり解決策といったものをきちんと整理して段階的に進めていこう、このような内容で取りまとめたいただきたいということでございます。

母子周りの関係、もう一点でございまして。いわゆる成育基本法に基づく基本的な方針の改定でございまして。現行の基本方針は、令和3年2月に策定したものでございまして、その後、こども家庭庁ができることも決まりましたし、こども基本法というのもできました。医ケア児の法律もできましたし、医療計画についても見直しの議論が行われています。こういった様々な状況を踏まえて、基本的な方針の見直しをしようということでございまして。

例えば見直しの方向性ですが、関係法令なり指針との整合性を確保した上で記載を見直します。例えばこどもの意見を尊重しましょうとか、こどもの最善の利益を優先して考慮しましょうといった内容も含めて盛り込ませていただいております。あと、地方公共団体の取組を支援するとか、評価指標に基づいて、施策の実施状況を評価・検討するといったものもろろの見直しをさせていただこうと思っております。

こちらについても、年度内に改定させていただきまして、来年度から令和10年度における基本的な方向を策定させていただきたいということでございまして。

以上が母子保健周りの関係でございました。

続きまして、資料9ですが、こちらについては、小児慢性特定疾病児童について制度見直しが行われておりますので、その御紹介でございまして。さきの臨時国会で通った法律でございまして。

1つ目が、症状が重症化した場合の医療費助成の関係でございます。今、小慢につきましては、一定以上の重症になりますと医療費が助成されることになっておりますが、現行のルールは重症化した後に医療費助成の申請があつて、その後、認定という行為が行われますが、認定を受けた場合は、その効果は新生児まで遡る。申請より後の医療費の助成という形になっていました。

一方で、重症化してから申請まで一定期間がございまして、ここでそれなりの医療費がかかっているという状況にもございますので、認定の効果をさらに重症化時点まで遡って、重症化した時点より後の医療費について助成を行おうといった形での制度改正が行われているというのが1点でございます。

2点目ですけれども、小児慢性特定疾病児童等に対する自立支援の強化ということでございます。現状、この自立支援事業につきましては、相談援助を必須業務とした上で、各種の事業をできる規定で任意事業として実施できるということになっておりますが、その任意事業の実施状況が必ずしも高くない、実施率が低いということが課題となつてございました。

それを踏まえて、まずは地域の小慢児童等や、その保護者の実態を把握して課題を分析して、その上で任意事業をしっかりと実施していこうということで、実態把握する事業を努力義務として入れさせていただいております。さらには、現行の事業、こちらも任意事業については、努力義務という形で、何々することができるという形から、何々に努めなければならないといった形で、一步前に進めるような改正をさせていただいたところでございます。

さらに、データベースなどについても、取組を充実させていただいております。現在、難病なり小慢のデータベースというのは、予算事業でやっております、法律上の根拠がないということですので、まずは、このデータベースに法律上の根拠をしっかりとつくった上で、難病のデータベース、小慢のデータベース、さらには他の公的なデータベースの連結解析も可能とするような制度改正をさせていただいたということでございます。

この辺りが小慢の関係の制度改正の御説明でございます。

最後、予算の関係でございます。まず、こども家庭庁の予算でございますが、2ページになります。来年度、令和5年度のこども家庭庁の関連予算でございます。令和5年度当初予算ベースで4兆8000億円でございます。昨年度、同じような考え方でまとめると4兆6800億円ぐらいになりますので、1200億円ぐらいの増という形になってございます。

その上で、大きく4つの視点に立って様々な取組を進めていこうということにしております。

まず、左上がこどもの視点に立った司令塔機能の発揮、こども基本法の着実な施行ということで、いわゆるこども家庭庁らしい予算をつけてございます。例えばこども大綱の策定・推進ですとか、上から2つ目の○で、こども基本法なり児童の権利条約の普及。3点目で、こどもの意見聴取り政策への反映。4点目で、こども政策に関するデータ・統計

とEBPMの充実といった事業をやらせていただきたいということで、予算を組んでございます。

その他、緑色の部分でございますが、結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服といった観点で様々な事業を入れておりますし、左側の真ん中より上ですが、全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供するという観点から、保育なりの予算などもつけさせていただいています。

右側になります、紫色の帯になります、成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障するという、虐待関係ですとか社会的養育、ひとり親、障害児といったものの予算なども確保させていただいているところでございます。こういった確保できた予算を効率的・効果的に使って、こども施策のほうを進めていきたいと思っているということで、御報告でございました。

最後でございます。こども政策の強化に関して、総理から指示が出てございますので、そちらについて御説明させていただきたいと思っております。資料11になります。今年の1月6日に岸田総理から、こども政策担当の小倉大臣に対し、指示が出てございます。

1つ目の○になります、こども政策の強化について、3つの基本的な方向性に沿って検討を進めて、3月末をめどに具体的なたたき台を取りまとめていただきたい、このような指示をいただいているところでございます。

基本的な方向性の3つですが、1つ目が、児童手当を中心に経済的支援を強化すること。

2つ目が、学童保育、病児保育も含めて、幼児教育、保育サービスの量・質両面からの強化を進めるということと、伴走型支援、産後ケア、一時預かりなど、全ての子育て家庭を対象としたサービスの拡充を進めること。

3点目が、働き方改革の推進と、それを支える制度の充実を図ること。

経済的支援の強化とサービスの拡充、働き方改革の推進、この3つを基本的な方向性として検討して、たたき台を取りまとめるべし、このように言われてございます。

また、検討に際して、上から2つ目の○ですが、関係省庁と連携した体制を組んで検討すべしとなっております、同じ資料の一番下でございますが、現在、関係府省と会議を設けさせていただいて、そこで様々な方からお話を聞かせていただいているところでございます。内閣官房でいえば、こども家庭庁設立準備室、こちらが当然入ってくるのですが、全世代型社会保障構築本部も入ってきます。内閣府も、子ども・子育て本部は当然入るのですが、男女共同参画局にも入っていただいております。また、総務省、財務省、文科省といった方にも入っていただきまして、厚労省からも、うちの子ども家庭局だけではなくて、職業安定局とか雇用環境・均等局といった働き方関係の部局にも入っていただいておりますし、国交省の住宅局も入ってございます。

こういった幅広いメンバーでチームを組んで、様々な有識者、子育て当事者から広く意見を聞いて、小倉大臣のほうで取りまとめることになってございます。

また、最後の〇になりますが、3月末にめどに小倉大臣のほうでたたき台をまとめていただくことになりますが、それを踏まえて、4月以降、総理の下で、さらに検討を深める。そして、こども家庭庁において、こども政策を体系的に取りまとめながら、6月の骨太方針までに将来的なこども予算倍増に向けた大枠を提示する。こういう段取りになっておりまして、今、もろもろの検討が進められている。このような状況であるということでございます。

少し雑駁になりましたが、こちらからの説明は以上になります。どうぞよろしく願いいたします。

○前田部会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、委員の皆様から御質問や御意見がございましたら、お願いいたします。委員の皆様から質疑をさせていただきたいと思っておりますので、御意見ございましたらリアクションのほうで手を挙げていただければと思います。私が見えないときは事務局の方をお願いするかもしれません。いかがでしょうか。

小国先生、どうぞお願いします。

○小国委員 ありがとうございます。

非常にきめ細やかに政策を実現していただいている印象がございまして、感謝いたしております。

私は、小児慢性特定疾病の任意事業に関わって部会を進めておりましたけれども、結果的に努力義務ということにさせていただきまして、1つ昇格したという印象がございまして、とてもありがたく思っております。ただ、実態は、全国にはまだなかなか届いていないという状況がございまして。私たちは、ノウハウを検討してきまして、どうやったら自治体を実施できるかということを模索してまいりました。かなり具体的なものができておりますので、一步踏み出す体制ができたかなと思っております。

そこで、まだこれからでございますので、引き続き、国からの後押しをお願いさせていただければありがたく存じます。これからなので、ここで打ち切られてしまうと、何も進まなくなってしまう。ぜひよろしく願いいたします。

○前田部会長 ありがとうございます。

次に、倉石先生、いかがでしょうか。

○倉石委員 ありがとうございます。忘れないうちに意見をさせていただきます。

非常に丁寧な説明をいただきまして、ありがとうございます。私のほうからは、保育所の虐待、不適切な保育の対応の件と、それから児童相談所、児童福祉司の件について、簡潔に意見を述べさせていただきます。

まず、保育所における不適切な保育については、今後、保育の多機能化ということが言われておりまして、これは令和3年に地域における保育所・保育士等の在り方検討会で既に結論が出ているものです。そうしますと、要支援児童や障害児、医療的ケア児、一時預かりのこどもさんを預かるということで、保育所保育は非常に多機能になりますし、もし

くは多様化してくるわけです。現在の保育所・保育士さんの専門性は尊いものがあるわけですが、さらにこの辺りの資質を上げていただくということが1つ大事になってくると思います。

配置基準や処遇改善を検討されていまして、前進しているのですが、ここからが大事なのですが、疑わしい事案が生じた際の事実確認とか、それから保育所・保育士を守るための制度的な仕組みというものがなければ、罰するだけでは、今、保育士のなり手がなくなっていくという非常に厳しい状況に直面しているわけで、その辺りを考えますと、これは大変な作業になると思うのですが、保育所における虐待をどう規定していくのか、そういう虐待が起きたときの対応をどうしていくのかという法整備をしていただくということが、現場の保育士さんにとっても安心して保育が展開できる、自分たちの資質の向上に取り組めると考えております。

この辺は、児童養護施設などの被措置児童の虐待防止というのが児童福祉法の33条の10にありますけれども、この辺りを做って、時間がかかるかもしれませんが、ぜひ進めていただきたいというのが1点。

2点目は、長くなりますので、資格のことは、またどなたか、ほかの専門の先生がいらっしゃいますので、言っていただいたら結構なのですが、児童相談所の強化プランについてです。児童福祉司が増えるというのは非常によいことなのですが、現実には現場が非常に混乱しております。理由は、若手の職員の方がどんどん入ってこられて、SV体制が整わないまま、例えばある府県では、1人のスーパーバイザーが5人も6人も新人の職員を教育しなければいけない。御自分も担当ケースがあるということで、その辺りの現場の課題というものが非常に噴出してきているところです。

これについて具体的にどうすればいいかということ、私が今、申し上げるところではないのです。問題提起だけで終わって恐縮ですが、児童相談所に対するネガティブなイメージというものを払拭していただくような、そういうこともぜひこども家庭庁のほうで進めていただければと思っております。

すみません、時間をいただきまして、ありがとうございました。

○前田部会長　ありがとうございました。

手を挙げていただいた順に御発言いただきたいと思うのですが、山野先生、手が挙がっておられまして、山野先生、新幹線の中におられるのでしょうか。発言、大丈夫ですか。聞こえておられないのかしら。チャットで送っていただいているみたいですね。では、お声は無理みたいです。チャットで送っていただいていますので、ありがとうございます。

○尾崎総務課長　事務局で読み上げてくださいますという御要望のようですので、読み上げさせていただきます。

○前田部会長　お願いします。

○尾崎総務課長　御説明ありがとうございました。

意見です。

1つ目でございますが、こども家庭ソーシャルワーカーに関して、いずれの課程設置も見越して、研修に養成校が協力しやすいように、事務取りまとめに関する人材やコンサルなど、大学への支援もぜひ検討してほしい。養成校の協力が難しいことにならないように、養成校の協力は必須の仕組みと思います。

2点目が、デジタル化に関してでございます。現在、こどもに関する各種データ連携実証事業が実施されていますが、フィンランドなどの例にあるように、切れ目のないデータ連携を就学後、学校も視野に入れて提示していけるようになってほしい。フィンランドでは、保健師が就学前に学校・就労先とつながっています。せっかくなので、ソーシャルワーカー職ですので、スクールソーシャルワーカーやユースソーシャルワーカーなど、年齢を超えて1つにまとめ、異動するなど、一貫した対応の仕組みをつくるべき。

3点目でございます。ヤングケアラーの関係です。細かいことですが、ヤングケアラー支援の件で、相談の看板のみでなく、当事者のニーズに合った具体的な独自のホームヘルプサービスや宅配弁当や、具体のコインランドリーの使用方法など、必要なものを入れる検討をしてほしい。

このように、大きく3つ御意見をいただいたということでございます。読み上げさせていただきます。

○前田部会長 ありがとうございます。

次に、周委員、お願い申し上げます。

○周委員 非常に丁寧な御説明、どうもありがとうございました。

私は、伴走型相談支援事業について、3点ほど確認させていただきたいと思います。

まず、1点目ですが、この事業とほかの事業との重複性の問題とか、ほかの事業との情報の統合とか、その活用についてです。例えば今、乳児全戸訪問事業は既に実施されているのですね。これは生後4か月までに実施されるものなのですが、この事業と重複にならないかという心配が少しあります。それから、この乳児全戸事業で既にノウハウをたくさん蓄積されているし、そこで得られている情報は非常に貴重なものがあると思うのですが、こういった情報と、この伴走型相談支援事業で得られている情報と、それから先ほど母子手帳のデジタル化を進めるといった話もあったので、例えばこの3事業の情報を統合して、ハイリスクの家庭を素早く、効率よく見つけ出すようなシステムをつくらうでしょうか。

例えば児童虐待の要因として、母親のメンタルヘルスとか、母親自身がこども時代に被虐待の経験があったのかどうかとか、こどもが生まれたときの体重などといった情報は、児童虐待のリスクを予測する、結構重要な指標になると思うので、そういった情報を活用してデータベースを整理して、例えば児童相談所の参考にハザードマップみたいなものをつくれば、職員も今の負担を軽減することも期待できるのではないかなと思うのです。今、既に1人当たりの職員が負担する件数が非常に多いという中で、いかに効率よくハイリス



ク家庭を見つけ出すかというのを、この事業とほかの事業の情報を統合して利用する手はないかということ、1点目、確認したいのです。

2点目ですが、この事業の効率性の観点から見ると、経済支援も含まれているのです。最大10万円という経済支援が含まれているのですけれども、この経済支援は、効率性の観点から見ると現金給付が一番効率的なのですが、多分、電子クーポンとかギフト券なども検討されていると思うのですが、その辺はどういうふうな形式で支給されるのかを検討されているのかについて教えていただければと思います。

3点目ですけれども、この事業の有効性の検証もぜひ行っていただきたいなと思います。かなりのお金のかかる事業ですし、例えば今、新生児は毎年78万人ぐらい生まれているし、その中で9割以上が支援を受けているとすれば、700億円とか300億円とか、数百億円の予算がかかると思うのです。これを例えばずっと持続するためには、その有効性の検証が必要ではないかなと思うのです。一番理想の方法としては、いきなり全国で広がるのではなくて、まず、一部の特区で実験して、例えば何の支援も行われなかった自治体と、それから何らかの形でこういった伴走型相談支援を導入した自治体と、ビフォー・アンド・アフターを比較して、こういった制度を導入することによって、どういう効果が得られているのか。

効果を測る指標としては、例えば母親のストレスが減ったのかどうかとか、その地域の児童虐待が減ったかどうかとか、あるいは母親の追加出生意欲が高まったかどうか。そういったことをきちんと検証することができれば、この事業をこれから恒常的・恒久的に持続していくことのエビデンスにもなるのではないかなと思います。

以上3点になります。よろしく申し上げます。

○前田部会長 事務局のほう、いかがでしょうか。どなたか御回答いただけますでしょうか。

○尾崎総務課長 これまでいただいた御意見で、順次お答えさせていただければと思います。

○東少子化総合対策室長 少子化総合対策室長の東でございます。周委員から伴走型相談支援について、ただいま3点、御質問いただきましたので、そちらについて御回答させていただきます。

まず、1つ目、伴走型相談支援とほかの子育て支援事業の重複、母子保健事業との重複についてというお話がございました。御指摘いただいた乳児家庭の全戸訪問については、先ほど御説明させていただいた3回目の出産後の面談に活用いただいてもよいという形の事業形態にしております。

要は、そこで周委員、御指摘のとおり、関係性が見えにくいという御指摘なのかもしれませんが。これまでの子育て支援あるいは母子保健の世界でいきますと、ハイリスク、あるいは要支援・要保護の家庭を中心に支援対象としていたのですけれども、今回の伴走型相談支援の基本的な考え方は、まず、全ての妊婦や子育て家庭にアプローチしていくサービ

スとして、まずは行政と接続する接点を持つ機会をつくるということがメインでございます。

それから、そこで接点を持った家庭が、ここは潜在的なハイリスク者であるかなとか、この家庭はこういった支援が必要だなというところが発見できたら、この伴走型相談支援を通じて必要な支援にさらにつなげていく、そういったつなぎの機能を有したものにしたいと思っておりますので、これまでの母子保健サービスあるいは子育て支援サービスに、この伴走型相談支援を通じてつないでいくという役割分担を考えております。

その中で、乳児家庭全戸訪問事業との重複でいきますと、出産後の面談について、全ての家庭にこれまで訪問して、そこで面談する機会を各自治体、設けていますので、そういった機会に今回の伴走型相談支援で、特にお母さんの健康面とかこどもの様子だけじゃなくて、その家庭の経済的な面あるいは生活面でのお悩みも、一緒にその場で聞き取っていただいて、必要な手続のお知らせをしたり、サービスを紹介したり、そういった機能も乳児家庭の全戸訪問でもし面談する場合は担っていただくというプラスアルファの関係性にあります。

ですので、これまでの様々な事業と伴走型相談支援で得られた情報については、当然、自治体の中で有意義にデータとして連携を図っていくということも、当然やっていかなければいけない今後の課題だと認識しております。伴走型相談支援で得られた家庭の情報について、当然、その情報から必要なサービスにつないでいくということもありますし、その中で児童虐待のデータベースに連結していくということもあるでしょうし、そういったデータ連携については、今後の検討課題として整理していきたいと考えております。

それから、2点目の経済的支援につきましては、もう既に先ほども御説明しましたとおり、今年度末までに、この出産・子育て応援交付金の事業が9割の市町村で実施予定になっております。これはモデル事業ではなくて、全ての市町村で実施いただける予算を今回、令和4年度の補正予算で確保し、今国会で審議中の令和5年度の当初予算案でも計上しております。その中で既に始められるところの経済的支援の活用方法については、アンケートを取りますと、現金給付が9割、それ以外、ギフト券とかクーポン券での支給が1割程度という結果になってございます。

こちらについては、とにかく早期に支援を対象者に届けようということを主眼にやりましたので、周委員から御指摘ありましたとおり、これまで市町村、現金給付に慣れておりますので、現金給付ならすぐ始められる。クーポンとかギフト券ですと、市内の店舗との契約とか、準備に一定程度の時間がかかりますので、もともとそういったやり方で実施している自治体がこれまでの取組を生かしながらやっていただくということで、実施形態については、自治体の判断で、とにかく対象者に早く届けられる方法で始めていきたいと思います。という号令の下で始めておりますので、今選択制でやっているところでございます。

今後についても、どういう形でこの事業を定着させていくかについては、また引き続き検討していきたいと考えております。

3点目の、今後の事業の有効性の検証に関しましては、全く御指摘のとおりでございます。本事業は、年明け以降、産声を上げ始めたばかりの事業ですけれども、年度末までに9割方の市町村で事業が実施がされます。その中で、国のほうでお示した最低限の事業内容で実施いただく市町村もございますし、当該内容に独自の創意工夫の取組を加えて事業を展開する市町村、いろいろ出てきております。4月以降、こども家庭庁になりましたら、そういった事例を検証して、母親の出産意欲が高まったかどうか、あるいは安心感につながったという声がどれだけ多くなったか。こういったところも含めて、令和5年度にはいろいろな事例を検証していくような実証事業を展開していきたいと考えておりました、そういったことで実際の効果を測りながら、よりよい事業に展開していけるようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○尾崎総務課長 続いて。

○本後保育課長 保育課長でございます。

倉石先生からいただきました虐待等についての法整備についてでございます。この点は、他制度との関係も含めまして、先生のおっしゃる問題意識、我々も共有いたしているところでございます。今、行っている調査等も踏まえまして、どういった対応をするかということを考える中で、併せて検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○羽野虐待防止対策推進室長 虐待防止対策推進室長の羽野でございます。

倉石先生と山野先生から児童福祉分野の人材について御指摘をいただいております。倉石先生からは、プランで人材が増えるというのは、それはそれでいいけれども、若手が増えて、それで指導者のSVの人たちからするとなかなか大変な状況であるし、どうしてもネガティブなイメージを持たれてしまっているということでもありますとか、山野先生からは、認定資格について養成校の協力も必要であるという御指摘をいただいているところでございます。おっしゃるとおりでございます、人材確保については、プランで一定程度、更なる増員を図っていくことにしておるところでございますが、3年以内の方々が半分ぐらいいらっしゃるというのが現状でございますので、人材育成は非常に急務だというところでございます。

そういった中で、今回の認定資格の創設の中で、認定資格というのは、倉石先生も検討会・ワーキンググループの構成員をしていただいておりますので、よく御存じだと思いますが、SVと新人の間ぐらいのレベル感の方々向けに、さらなる知識を習得していただくということを念頭に、今回、資格を創設していこうということで検討いただきましたけれども、そのような形で人材育成というのを、新人のところだけじゃなくて、その後も含めて、長い期間で育成していくようなところをつくっていきたいと思っております。そういった観点で、新人だけじゃなくて、認定資格のことも含めて、認定資格を取った後もどうやってスキルアップしていくのかも含めて、まずは認定資格を創設していきたいと思っております。

が、これから人材育成の全体像を考えていきたいと思っております。

そういった中で、認定資格をつくっていくに当たっては、当然、養成校の協力が必要であるというのは、山野先生のおっしゃるとおりでございます。まずは、認定機構の発足というのを今年のおくぐらまでをめぐり考えていきたいと思っておりますけれども、発足した暁には、認定機構の方と一緒に養成校の皆さんにできる限り御協力いただけるように、我々のほうも周知などに取り組んでいきたいと思っております。

また、山野先生からヤングケアラーについても御指摘いただきました。ヤングケアラーについて、ホームヘルプとか宅配といった具体的な支援サービスも必要ではないかという御指摘ございました。おっしゃるとおりでございます。ヤングケアラーについては、例えば体制を整備していくとか、実態調査をしていくとか、認知度を向上していくといった事業が中心なのは事実でございますけれども、それ以外にも、子育て世帯の訪問支援の臨時特例事業というものがございまして、これは要支援家庭に対する家事支援などを行うサービスでございますけれども、そちらについては、ヤングケアラーも対象にするということを確認されておりますし、こちらの事業は令和6年度から制度として恒久化していくというふうになってまいります。

また、ヤングケアラーの事業について申し上げますと、来年度の令和5年度の予算の中では、外国語対応が必要な家庭に対し、病院や行政手続における通訳の支援などもしていくとしてございます。そういった形で、体制整備、認知度向上だけではなくて、具体的なサービスも有機的に連携させながら、ヤングケアラーの家庭を支えていくということをやりたいと思っております。

私からは以上でございます。

○尾崎総務課長 難病対策課長、何かございますか。

○簗原難病対策課長 難病対策課長でございます。

小国先生から御指摘いただきました自立支援事業の関係でございますけれども、まさに法律で書いただけでは現場は動きませんので、今年度からの自立支援事業の立ち上げ支援を開始させていただきました。こういった予算事業も併せて、各自治体のほうでやり方というか、最初、どこから手をつけていいかが分からないところも多いかと思っておりますので、国としてしっかりと情報提供や、こういった支援等をさせていただきながら、自立支援事業の割合ができるだけ高まっていくようにさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○尾崎総務課長 事務局から、以上になります。

○前田部会長 ありがとうございます。

次に、宮島委員、お願いできますでしょうか。

○宮島委員 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

私からは、資料11の総理からの指示のあった、こども政策の強化のことについて、質問と要望を申し上げたいと思います。また、虐待対策について、児童相談所の増員はあります

が、市町村こそ大事。あるいは学校のソーシャルワークの体制、保育におけるソーシャルワークの体制、この辺りの充実も大事だと思いますので、のこについて。最後は、資格の取りまとめが本当に大変な御議論と御努力の末に合意がなされたわけですが、そのことに関して要望を申し上げたいと思います。

資料11で、総理から御指示があつて、3月末に取りまとめをする。もうすぐですが、こども政策の強化というふうに御指示があつたにもかかわらず、マスコミ等で報じられることは少子化対策ということだけで、言葉が置き換えられてしまっている。もちろん少子化対策はとても大事ですけれども、改めてこども政策の強化ということとして認識しております。

その上で、経済的支援と保育・学童保育などのサービスの充実、働き方改革の3つが柱となっているということですが、困難を抱えるこどもたち、あるいは児童虐待を受けているこどもたちのことは、極めて重要だと思うのですがどうなのか。小さい、弱き者。上から目線で小さい者と決めつけてはいけないと思いますけれども、困難を抱えているこどもたちやその御家庭を支えるということは、全てのこどもや家庭を支えることに通じ、子育ての安心感につながると思います。また、誰でもが困難を抱える可能性があるというのが人間です。

ですので、この3本の柱の中ではなくて、4本の柱にさせていただいて、そのことを入れてもらってもいいのではないかとさえ思ってしまう。しかし、いや、この1番、2番、3番は、全て児童虐待にも関わる、困難を抱えたこどもや家庭にも関わる、この3本の中の全体に入ると理解すべきなのではないかとも思います。そこで、どのようにこの3本の柱を受け止めて解釈しておられるのかをお聞きします。その上で、極めて重要な困難を抱えたこどもや御家族のことを、もっと見える化すること。そうしないと取り残されてしまうのではないかと心配なので、これへの対応を要望します。

こども家庭庁の組織を見ても、成育局と支援局。支援局が担う主な業務は、今、申し上げたような領域を担当されています。そこで、このたたき台の作成に当たっては、困難を抱えているこどもや御家族のことをぜひとも見えるようにしてほしい。サービスについても、困難を抱えた方のデイケアや、困難を抱えた場合にはゼロ歳児でもショートステイなどが速やかに利用できるようにすることが必要なので要望します。

2つ目は、児童虐待に対応する体制についてです。虐待対策はまとめられておりますけれども、ここには、児童相談所の職員、児童心理司と児童福祉司、合わせて1000人とあります。しかし、本当は、まだ明示されていない市町村の職員の充実こそ重要です。市町村に1人ずつ職員を増員したとしても1700人になります。相当な規模になります。しかし、ここにちゃんと力量のある人材を置かなければ、たとえデータベースをつくっても、実際にこどもや子育て家庭に寄り添うことはできないのではないかと思います。データを積み上げることは極めて重要だと思いますけれども、当事者の方との信頼を積み上げることは更に大事だし、この関係を深めてなければ、本当に必要な方々に支援を届けることはでき

ないと思いますので、市町村の体制こそ重要です。

来年度いっぱいに示すということであると、令和4年の法改正の内容であることも家庭センターが始まる直前にやっと思えるということになる。これは本当に努力されながら、いろいろな事情の中でそうなっているのだと思いますけれども、ぜひともここに厚い体制をつくるということについて、私たちも声を合わせて必要だということを申し上げなければならない立場にあると思いますので、これについて要望したいと思います。

最後に、新資格のことです。社会福祉専門職をきちんと市町村に置くということが極めて重要だと思っておりますが、学校や保育所にも常勤のソーシャルワーカーを置くことが重要だと思います。このための研修を実際に行うときに、子ども家庭福祉について不足しているものを上乘せして訓練していく、その上で試験もするということですが、これらが頭でっかちなもの、知識偏重なものにならないように、ぜひとも留意して頂くことを要望します。

当事者ときちんと面接できるということが大事です。リスクだけではなくて、ストリングスを見つけられる。ニーズをきちんと理解できる。それを当事者と共有して、サポートプランをたてられる。こういったものにしなければならないということですから、基本的な力量を確実に身につけられる。当事者は、本当に多様なニーズを持っていますので、それに応じた様々な機関につなげられる。そういったものとしなければなりません。この辺は、検討委員会で再三議論されたことだと思いますけれども、改めてとなって恐縮ですが、基本をしっかり獲得できるような、知識偏重じゃないものとして研修と試験をぜひ行っていただきたいと要望します。

長くなりました。申し訳ありません。よろしくどうぞお願いいたします。

○前田部会長 事務局のほうから何かございませんでしょうか。

○尾崎総務課長 事務局でございます。

まず、最初のたたき台の件でございます。子ども政策といったときに、宮島委員、御指摘のとおり、虐待を受けた子どもに対する対応、困難を抱える家庭への対応は非常に大事なことだと思っております。今回の指示の解釈なりをこちらから示すのはなかなか難しいところではございますし、現時点でどの施策がたたき台に乗る、乗らないというのは決まっている状況ではございませんが、我々、当然、たたき台をまとめるに当たっては、子ども家庭局の準備室がまとめますが、関係省庁とよく連携しながらという形になりますので、今の先生の御指摘もしっかりと頭に置いて、準備室ともよくお話しをさせていただきたいと思っております。

○羽野虐待防止対策推進室長 虐待防止対策推進室長の羽野でございます。

宮島先生から御意見、御要望いただきました2点です。まず、1点目は、市町村の体制の話、2点目が新資格の話でございました。

市町村の体制、強化していくべきであるというのは、まさしくおっしゃるとおりでございます。今回のプランの中では、まず、子ども家庭センターについては、必要な体制につ

いて検討した上で、令和5年度中に詳細をお示しするという事になってございます。先生がおっしゃるとおり、市町村の体制強化は必須でございますので、そういった中で、こども家庭センターが令和6年度から創設されますので、それに向けて、今年度、令和4年度は、このこども家庭センターがどういうふうに業務フローをやっていくかをガイドラインで検討するという事を、今、調査研究でやってございますけれども、その取りまとめを受けて、この令和5年度中にどういう体制でそういったことを組んでいくのか。それを受けて、必要であれば、どういった支援が必要なのかといったことを検討していきたいと思っております。

また、新資格につきましても、先生には社会的養育専門委員会のと時から御指導賜りまして、ありがとうございます。先生、そのときからもおっしゃってございましたけれども、知識偏重にならないようにというのはおっしゃるとおりでございますし、今回、取りまとめいただいた検討会の中でも、委員の皆様がおっしゃってました。

知識偏重にならないように、実際は現場で働いている方々ですので、どうしても時間の限りがございますけれども、講義ばかりではなくて、演習を重視するとか、場合によっては見学実習なども入れてということで、知識だけではなくて、実践力のあるカリキュラムということでおまとめいただいたと思っていますので、それに沿って、実際に対応力がついていくような講師なり、研修なりができるように、私ども、これから詰めていきたいと思っております。ありがとうございます。

以上でございます。

○前田部会長 事務局のほうからよろしいでしょうか。

次に、北川委員、お願いできますでしょうか。

○北川委員 ありがとうございます。

これだけたくさん資料を丁寧に説明していただいて、ありがとうございます。

私から、細かいことも含めて4点なのですが、まず、伴走型相談支援と経済的支援のところ、本当にいいなと思えました。里親さんたちから、この出産直後の支援が、里親さんとか特別養育縁組のママとかにも届くのかどうかという、ちょっとマイノリティーなのですが、このことを、覚えていただきたいと思えました。

それから、2番目は、子育て世代包括支援センターとこども家庭総合支援拠点と一緒にあって、こども家庭センターができるということで、1つは質問なのですが、サポートプランの方向性がどうなっているのかということです。現時点のところ、いいです。

それから、もう一つは意見なのですが、障害のある子が今までも母子保健の1歳半健診や3歳健診の後に母子保健でフォローしていただいているということがあるので、できれば支援のスタートからインクルージョンで、このサポートプランの中に一緒に入れていただけないかということです。難しかったら、児童発達支援センターの計画相談をしている相談支援専門員なども含めて、協働でそのようなことができないかという意見です。

それから、3点目なのですが、虐待のことは、本当にこどもの虐待、それも保育所と

か児童福祉施設での虐待は、こどもの安全・安心の成長にとって、あってはならないことなのですけれども、保育所だけじゃなくて、里親さんなども虐待をしてしまって審議会で認定されたら、どんなことでも欠格事由になってしまうとか、非常に厳しい状況に置かれていて、虐待予防の在り方とか、その後の対応とか、保育所とか児童福祉政策の中で個別の方向性も必要だし、共通項もあると思うので、国全体として、この虐待予防のガイドラインみたいなものをつくっていただけたらと思いました。

それから、4番目ですけれども、今度は障害のある子ども家庭庁に入って一緒の方向性の施策が考えられる土台ができたことは、大変うれしく思っています。保育所のほうで、多機能になって児童発達支援などができるようになっていたり、そういうこともすばらしいことだと思います。児童発達支援センターなどが地域を支える、こどもの発達支援サポート機能みたいなものをもっと強化していく必要があるのではないかと考えておりますが、それと同時に、インクルージョンを進めるに当たって、保育所側だけじゃなくて、児童発達支援側も、兄弟が入れたり、障害のない子ども入れたりとか。これはすごい遠い将来のことなのかもしれませんが、最後の児童部会ということで、できればそういうことも方向性として、将来、考えていただけたらと思いました。

以上です。

○前田部会長 ありがとうございます。

事務局のほうから何かございますでしょうか。

○東少子化総合対策室長 少子化総合対策室長の東でございます。

北川委員から1点目で、伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施で、里親、それから特別養子縁組に支援が届くのかどうかという御質問をいただきました。今回の経済的支援は、妊娠期の妊婦さんに5万円、それから、出産後の5万円につきましては、出生した子どもを養育する者というのが対象者になります。したがって、里親とか特別養子縁組の方については、子どもを養育している者に該当しますので、この経済的支援5万円と出産後の5万円の対象になります。

一方で、経済的支援の5万円を渡すのが本事業の目的ではなくて、出産後の面談を里親の方々に受けていただいて、お困り事とか必要なサービスを紹介できるような面談を実施しまして、面談実施後に子育て応援ギフトとして、現金とか商品券等の5万円相当が支給されるという運用になります。

以上です。

○羽野虐待防止対策推進室長 虐待防止対策推進室長の羽野でございます。

北川委員から御意見、御質問いただきました、子ども家庭センターのサポートプランとの連携の話でございます。北川委員がおっしゃっているのは、恐らく障害児支援利用計画との連携とか、そういったところではないかと思っておりますけれども、サポートプランにつきましては、先ほどもちょっと御説明しました子ども家庭センターの対応の仕方も含めて、サポートプランのやり方についても、今年度、調査研究をやっておるところでございます



が、障害児の部分との連携など、その辺りのところまでは、今年度は正直、まだ議論できていないところでございまして、令和5年度中にその辺りの連携も検討していくことになってまいると思います。

御指摘の論点は、障害部のほうからも聞いておりますし、今、障害児通所支援の検討会のほうでも御議論があると聞いておりますけれども、もちろん障害をお持ちの方も含めて、支援が必要な家庭について、サポートプランはつくっていくということでございますし、そのときには児童福祉分野に限らず、障害の支援の部門とも連携しながら、関係者が一緒になってつくっていくというところがございます。

もちろん、この児童福祉部門がメインでサポートプランをつくるのは、要支援家庭が中心になってまいりますので、全ての人たちに向けて全部つくれるということでは、多分ないと思いますけれども、支援が必要な家庭だということであれば、関係する部門と一緒に、周辺領域のサービスとも連携しながらプランの中に入れていくということが当然あると思っていますので、この辺りの連携のやり方も含めて考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○前田部会長 事務局からお願いします。

○河村家庭福祉課長 家庭福祉課長の河村でございます。

里親さんの御家庭において虐待に近い状態になって、ひとたびそうになってしまうと、児相のほうからも厳しく認定して解除になってしまうという課題について、北川委員からも従前から伺っておりますし、里親会等からも問題意識を伺っております。今までのような、里親さんの御家庭に対して外からのバックアップがない状態でこそ、そういった事態が非常に起こりやすいので、私ども、これから里親支援センターの本格的な立上げに向けて、例えば人の育成といったカリキュラム等の際にも、不調に至らないためにどうやって伝えるかという観点も、十分盛り込んで検討していこうと考えております。

あと、まさに北川委員からの問題意識を踏まえて、里親家庭において不調になっていく、だんだんうまくいかなくなっていく場合の、実際の至り方とかケース分析をしっかりとやって課題の整理をしていって、そういった不調、虐待に至らないための何かしらの指針のようなものをまとめていければということで、今後、調査研究を令和5年度、取り組んでいこうと考えておりますので、また進捗などを皆様に御報告させていただきながら御指導いただければと思います。

以上でございます。

○本後保育課長 保育課長でございます。

障害部が出席しておりませんので、私のほうから4点目について。保育所等児童発達支援施設、それから職員の共有について、昨年、省令を改正して規制緩和させていただきました。多くの施設で活用いただければと思っております。児童発達支援センターの役割は、地域で非常に大きいものですので、今、北川委員からいただいた御指摘は十分に受け止め

させていただきたいと思います。

引き続き、インクルージョンという考え方の中で、こういった施策を深められるか、考えていきたいと思います。

以上でございます。

○尾崎総務課長 事務局からは以上でございます。

○前田部会長 ありがとうございます。

残り5名の先生方が御意見、表明なさりたいということですので、どうぞよろしく願い申し上げます。

次に、小川先生、どうぞ御発言、お願い申し上げます。

○小川委員 ありがとうございます。

私からは、1点の要望です。児童生徒性暴力等を行った保育士の資格管理の厳格化について、資料4ですけれども、確かにやってはいけないことをした人に対しては、このような厳格な対応は必要なのですが、私は、大きいところで、今日、児童部会、最後ですので、すぐには無理だろうと思うのですけれども、ここで必要なのは保育士の資格取得の方法についての見直しだと思うのです。現在、保育士資格というのは、2年間で養成するような単位数になっています。

この資料4-3の中に、指定保育士養成施設においてはということで、3つの科目が説明されています。これら、例えば専門的倫理に関する科目とか人権擁護に関する科目、保育所保育指針に関する科目という科目と説明されていますけれども、これらは既に現在、保育士養成をしている学校ではやっている科目になります。実習前には、全国保育士会がつくられた倫理について説明したり、全国保育士養成協議会がつくりました倫理綱領については、毎年、指定養成施設の先生たちにお話しする機会を設けています。

科目をただ並べるだけでは、本当の意味で勉強になっているのかなという不安も持っています。学生が幾ら授業を受けても、実際に保育現場に行きまして、そこでの具体的な行動というのが、ただ授業を受けていただけでは難しいということがまます。保育士資格を基にして、どんどん新しい資格が考えられている時代になっています。今まで保育士会でも、私たち保養協でも、資格取得の方法について厚労省の方にもいろいろお話しをさせていただいているのですが、これまでは保育士不足で、取り上げるのは難しいでしょうということで、ほとんどスルーされてきました。

ここで本当の意味で、保育士資格、国家資格なのですけれども、他の国家資格とは取り方がちょっと違いますので、学校を出ただけで、つまり卒業前の試験なしで資格が取れますし、保育士試験という特別な方法もありますし、これらの見直しというのをしていく時期に来ているのではないかなと考えています。すぐでないのは分かっていますが、そちらの方向にちょっと踏み出していただきたいという要望です。

以上です。ありがとうございます。

○前田部会長 ありがとうございます。

事務局から何かございますでしょうか。申し訳ないのですけれども、事務局の御回答、少し短めをお願いしたいと思います。

○本後保育課長 保育課長でございます。

小川委員には、日頃から保育士の資格について貴重な御意見を頂戴して、大きな話ということですので、今すぐお答えすることは難しいですけれども、しっかり受け止めさせていただきます。

以上です。

○小川委員 ありがとうございます。

○前田部会長 ありがとうございます。

次に、久保野委員、お願い申し上げます。

○久保野委員 ありがとうございます。久保野でございます。

4点申し上げますが、私も3点は大きな話でございます。

まず、1点目は、ユニバーサルアプローチとハイリスクアプローチという言葉が適切かは分かりませんが、何度も一般的な政策とリスクへの対応についての関係が、今日も出てきているかと思えます。この点、御質問ですけれども、こども成育局とこども支援局というふうに分けるのは、何らかで分ける必要がありますので、分けるにしましても、その両者の関係、あるいはユニバーサルとハイリスクといった政策の関係について、どのように方針とかお考えをもって進めていく予定かということについて、ちょっと大きな質問ですが、1点目としてお伺いさせていただきたいと思えます。

2点目以下は、全て意見、要望でございまして、必ずしもお答えをお願いしたいというものではございません。そして、全て法学という専門の観点から、今までも申し上げてきたようなことを、やや具体的に3点申し上げたいと思えます。

1点目は、法務省との連携を本当に何度も申し上げてきたのですけれども、具体的な面としまして、今般、今後の政策として、こどもの意見の尊重やこどもの権利を重視していくということが、ますます正面に打ち出されまして、これを進めていくに当たりましては、現状の日本の法制度の下では、まだ親権との関係など、考えていかななくてはいけない面が多々あると思っております。この点、宗教的な背景を持った親の行動をどう考えるかという問題などを通じて、具体的に親権をどう考えるかなど、恐らく法務省と協議等をしながら政策を進めていただいているのではないかと拝察するのですけれども。

言いたいことは、今後も、そのような親権をどう考えるかといったこととの関係などで、現場が困難を抱える等のことがあろうかと思えますので、立法に限らず、そのような困難を解消できるような、あるいは今後の課題解決に向けての法解釈等、法務省との連携をますます積極的に進めていただきたいというのが1点です。

次が、もうちょっと現場レベルの話としまして、法学というか、法律家という面で見ますと、現場では取り組んでいる対象が同じですので、福祉や法律家、垣根なくといえますか、一緒に取り組んでいるというのを見聞きいたします。人材育成や現場での多職種連

携といったことを考えますときに、弁護士さんや警察も含まれると思いますが、司法や法務に分類されるような人たちとの関係といったことを生かすような方向で、今後、御検討を進めていただきたいと思いますということです。

ちょっとだけ具体的に付け加えますと、弁護士さんもかなり活発に関与していますし、少年非行の減少に伴って鑑別所が相談事業を始めているといったことですか、あるいは警察も捜査の面ではなく、生活安全の部署で福祉との連携等、かなり進んでおり、人材も育てていると伺っておりますので、その辺りを想定してのお願いです。

最後の4点目は、具体的な話になりますが、今日、御紹介のありました、民法で懲戒権規定が削除された件です。この件につきましては、むしろ福祉関係の法律は先行していたところをごさいますして、厚労省からも既にガイドライン等、出ていたところではありますが、民法の改正の過程で、改めて、法制審議会でも、国会におきましても、民法の改正は大事だけれども、より重要なのは現場といいますか、普及啓発のきめの細かい動きだということが何度も言われたところかと思っておりますので、厚労省さんでという言い方はおかしいのですけれども、既になさっていたことではありますが、改めて、そこを母子保健等における周知の場面等を通して、ぜひ進めていただけましたらとお願いしたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○前田部会長 ありがとうございます。

事務局のほうから御質問への御回答、お願いします。

○尾崎総務課長 総務課長でございます。

今、久保野先生からユニバーサルアプローチ、ポピュレーションアプローチなりハイリスクアプローチ、それぞれの考え方についてという御質問をいただきました。どちらも重要な取り組み方だと思っております。どちらが大きくて、どちらが小さいということではうまくいかないと思っておりますので、両者をうまく組み合わせながら、必要な人に必要な支援がきちんと漏れなく届くようにということをやっていきたいと思っております。こども家庭庁になりまして、局は分かれる形にはなりますが、しっかりと連携して取り組んでまいりたいと思っております。

また、他省庁なり他の職種の方々との連携というお話をいただきました。これは、本省レベル、現場レベル、いずれもこどもなり家庭を守るためには、しっかりと連携が必要だと思っております。そういった観点から、これまでの連携を進めておりますが、引き続き、しっかりと連携に努めていきたいと思っております。

○羽野虐待防止対策推進室長 虐待防止対策推進室長の羽野でございます。

先生、御指摘いただきました、こどもの権利、親権との関係、宗教の問題と、様々ある中での現場の困難に対して、どう対応していくのかという御指摘であるとか、4点目の民法の改正に伴って、現場への周知の話というところも御指摘いただきました。

先生おっしゃるとおり、今般、昨年末から年明けにかけて、ずっといわゆる宗教2世関係の話が非常に話題になっているところがございます。親権との関係をどうするのか。そ

れから、信仰の自由との関係をどうするのか。そういった中で、なかなか難しい対応が児童虐待対応の世界でも整理が必要なところがございますし、親権と民法との関係も含めて、どうしていくのか、法務省との関係でもどうしていくのかというところは、正直、非常に難しいところでございました。

今回の宗教2世の対応も含めて、この辺りのところは政府全体で対応することになりまして、法務省中心に、関係省庁が一緒になって議論しております。今回の対応でも、その一貫として、私どものほうで宗教2世の児童虐待に対応するためのガイドラインをつくらせていただきましたし、その作成のときには、法務省とも協力しながら作成し、法務省の現場のほうにも周知いただいたりしたというところでございます。

それに限った話ではなくて、人権の部分というのは、民法との関係もございますので、その辺りは引き続き連携していきたいと思っておりますし、今回の民法改正の部分、おっしゃるとおり、児童福祉の世界は、先行して法制度上は整備されておりましたが、今回は民法の改正を受けて、改めて条文の改正だけで終わらないように、現場がそれであまり浸透していくように、親御さんのところまでちゃんと理解が伝わるように、現場への周知をこれから進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○前田部会長 ありがとうございます。

私の議事の進行がうまくいっておりませんで、残り時間が少なくなってまいりました。まだ3名の委員の方が御発言を求めておられますので、大変申し訳ないですけれども、3名の方から、質疑応答なしに、事務局なしに、順番に御意見を述べていただければと思います。

まず、松田委員、お願いします。

○松田委員 ありがとうございます。

乳幼児の、特に産前産後の活動をずっとしています。

まず、伴走型相談支援に関しては、ポピュレーションアプローチということで大変すばらしい一歩を踏み出されたと思って、ありがたく感じています。どうしても優先順位ということになりまして、喫緊の課題のところから手をつけられそうですけれども、発生予防というところにももう少し軸足を置いていかないと、もちろんバランスよくというお話が先ほど事務局からもありましたけれども、それで言うと、今のバランスが悪いので、発生予防については、しっかりとこども家庭庁でも取り組んでいただけたらと思っています。

その際に、ポピュレーションアプローチがチェックの見張りのためのものではないということを御確認いただきたいです。チェックは見張りにつながります。どちらかというところ、具体的な手助けをするための方策であると皆さんに御理解いただけたらと思っておりますし、相談支援と名づけてありますけれども、相談できるまでがとても大変なので、そこまでの寄り添いというところをしっかりと確認していただけたらと思っておりますし、意見形成というところがこどもたちの声を聞くということにもありましたけれども、声が出せない赤ち

やんとか、初めての子育てで全く分からなくて、それを相談していいかどうかすら分からないというところの意見形成に、しっかりと軸を置いていただけたらと思っています。

中には、赤ちゃんの声を聞いていないと思われるような育児便利グッズもとても広がっています。例えば首が据わらないときの縦抱きとか、あり得ないことが今は当たり前のようになってしまったりしているところに、きちんとメスを入れていくような仕組みが欲しいなと思います。

もう一点は、母子手帳のデジタル化に伴って、様々なアプリとかデータベース化するみたいな取組が進んでいますけれども、自治体との契約はそこでよいのですけれども、利用者との利用契約のところにプロモーションに使うような約束がされていたり、イベントとか商売の、グッズの販売といったところにDMが出せるような利用規約になっているようなトラップがあります。そこはしっかりと確認していただいて、注意喚起をしていただきたいと思っています。デジタル化はとても大切なことだと思うのですが、利用者が知らないうちに、そういった経済的なところに巻き込まれていくということは、ちょっとどうなのかなと感じています。こども家庭庁に引き継いでいただけたらと思います。ありがとうございます。

以上です。

○前田部会長 ありがとうございます。

次に、草間委員、お願い申し上げます。

○草間委員 今日は、説明ありがとうございます。

私のほうで5点、簡潔に申し上げたいと思います。

1点目が、安全装置の話がありました。こちらについては、経産省と国交省と厚労省で、さらにイノベーションを促すような事業の協働化を図ってはどうか。そのノウハウを海外に輸出するという観点も必要なのではないかと思っています。

2点目が、おむつ処分についての取組です。全国の先行事例を自治体に周知を図っていただければと思います。例えば私が首長でしたら、廃棄処分されたおむつをごみ処理業者に委託して巡回する方式を採用したいと思っています。そうすると、ストックのリスク、公衆衛生のリスクも軽減されます。先行事例にはこのような事例も多分出てくるとと思いますので、おむつ処分の取組事例を周知いただけたら、自治体は大変助かるのではないかと感じます。

3つ目は、前にこの審議会で申し上げたかもしれませんが、資格についてです。更新制については、どうするのかということです。教員免許については、なくなったと聞いておりますが、ニーズは刻々と変わっていきます。更新認定研修のときにアップデートするような仕掛けも検討する必要があると感じています。

4つ目については、総務課長のほうから事前説明を伺いましたが、デジタル化推進に向けては、デジタル庁との連携を図っているということで、引き続き、全体最適というか、そういうグランドデザインを踏まえた上で、デジタル庁と連携をこれからもしていただ

ればと存じます。

最後です。恐らく、これは政策としてはこども支援局になろうかと思えますけれども、ダブルケアの問題が実は各自治体等で潜在化した深刻な問題として出てきております。今後、実態調査を行うとか、先行研究をすれば、このようなことも、これからのこども家庭庁では必要となるのではないかと感じます。

以上でございます。

○前田部会長 ありがとうございます。

次に、相澤委員、お願い申し上げます。

○相澤委員 簡潔に話をさせていただきます。

都道府県は、このたびの法改正で、児童の意見意向表明ができ、権利擁護に向けた必要な環境整備を行うということになりましたけれども、例えば保育所で、先ほど虐待等についての話がございましたけれども、こどもの意見意向表明をきちんと聞いていくためには、そういった環境を用意していかなければいけない。そうすると、倉石委員が言いましたけれども、保育所をはじめ、社会的養護関連施設の配置基準を上げていくというのは、1つ考えていかなければいけない。ただし、これはすぐに大幅に改善できませんので、こどもに対する権利教育とかを実施していくことが必要です。

そう考えると、保育所とか社会的養護関連施設とかに権利擁護を担当する職員を1名ぐらい配置して、そういった権利教育を進めていく。これは施設だけではなくて、児童相談所の一時保護とか、さらには今度、児福審にこどもが意見を申請することになりましたので、そこで照会・調査するこども権利擁護調査員などをきちんと配置できるような体制整備をぜひお願いしたい。将来的には、これを放課後児童クラブとか児童館などへの配置も考えていただければと思っております。

以上でございます。

○前田部会長 ありがとうございます。

事務局のほうから、3人の委員の方々の御意見について、何か御説明、お返事ありましたら。

○山本母子保健課長 母子保健課長でございます。ありがとうございます。

松田委員にポピュレーションアプローチは引き続き重要だという御指摘をいただきました。こども家庭センターができる中で、母子保健が児童福祉に吸収されるのかという御心配の声もたまに聞こえてくるところでございます。こども家庭センターができることで、より母子保健が進みやすくなるようにしていくということかとも思っておりますので、ポピュレーションアプローチの重要性は引き続き変わらないということ、私たちとしても周知していくことが重要と考えているところでございます。

また、母子保健情報の電子化、デジタル化を進めるという中でのアプリ等についての注意喚起という御指摘もいただいたところでございます。母子保健情報のデジタル化につきましては、マイナンバーカードを用いて、マイナポータルを活用したPHRとしての活用を実

施しているところです。難しい単語が並びましたけれども、要はマイナンバーカードを用いたシステムの中に、要配慮個人情報ですので、かなり厳重な管理をすることを前提に、PHRとして活用いただく情報を選んでデジタル化を進めているところでございます。

これらの情報について民間アプリ業者がAPI連携して活用することもできるような仕組みはできていますが、かなり厳しい要件がございまして、今のところ、母子健康手帳アプリでそれを取得できているアプリ業者は、まだ少ないという状況になっております。一方で、今後、そのような情報も含めて、どのように利活用できるようにしていくのかや、その他の情報とよりつないでいくということも、今後の課題となっていくと考えておりますので、御指摘も踏まえまして、引き続き必要な検討を進めたいと思っております。ありがとうございます。

○本後保育課長 保育課長でございます。

草間委員からのおむつの園処分について先行事例、これは引き続き集めていきたいと思っております。自治体でどう進むか、どの方法がいいか、こういった観点で引き続き考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○羽野虐待防止対策推進室長 虐待防止対策推進室長の羽野でございます。

相澤委員から権利擁護の関係、体制整備も含めてということで御意見いただきました。相澤委員、おっしゃるとおり、今回の法改正で、まずは都道府県のほうで体制整備をするとか、あとは社会的養護の各局面で児童の意見をきちんと聞くということでもありますとか、アドボケイトの事業を行うというところまでが、今回の令和4年度の改正でございました。それで、まずは令和6年度の施行に向けて、相澤先生にも御指導いただいておりますけれども、これからガイドラインなどを整備していくということが現在の状況でございましてけれども、それがうまく施行された後に、この後、どのような体制をつくっていくのか。

今、社会的養護を中心に、この権利擁護のところを進めておりますが、それをどのように広げていくのか。それから、各施設等でどういう体制をつくっていくのか、その後、検討していく必要があるかなと思っております。

以上でございます。

○尾崎総務課長 事務局からは以上でございます。

○前田部会長 ありがとうございます。

もう時間が来ておりますが、委員の先生方、最後に何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

○尾崎総務課長 事務局でございます。

今回、部会、最後という形になりますので、部会長より御挨拶をいただければありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

○前田部会長 短い間でございましたが、部会長をさせていただきました前田でございます。

先生方は、長く児童部会で様々な知見を、児童福祉行政に御意見いただき、本当にあり



がとうございます。私も大変勉強させていただきました。

今度、こども家庭庁が立ち上がりまして、日本の児童福祉、大きな転換期といたしますか、いよいよより充実したものになるチャンスが訪れていると思います。先生方のますますの御活躍と御教示が必要になる時期が来ていると思われまます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、どうもありがとうございました。

○尾崎総務課長 部会長、ありがとうございました。

最後に、局長の藤原からも御挨拶をさせていただければと思います。局長、お願いいたします。

○藤原局長 子ども家庭局長の藤原でございます。本日は、委員の皆様、お忙しいところをお集まりいただきまして、また、これまでの課題について大所高所からの意見交換、本当にありがとうございました。こども家庭庁関係、保育に関する直近の動きですとか、虐待防止対策、母子保健の関係、様々、多岐にわたる御意見を賜りまして、改めて御礼申し上げます。

本園4月1日からこども家庭庁が創設され、子ども家庭局はこども家庭庁に移管されることとなります。それに伴い、この児童部会は廃止されることとなりますが、こども家庭庁においても新たな審議会が設置されることになってございます。この児童部会は、平成13年の中央省庁の再編成に伴いまして、社会保障審議会に児童部会が置かれましてから、こども家庭行政について様々な御意見をいただき、厚生労働省としても先生方の御意見を踏まえながら政策を実行してまいりました。

直近では、児童部会で御議論いただいた上で、昨年の通常国会に「児童福祉法等の一部を改正する法律案」を提出し、成立したという状況でございます。冒頭、総務課長から、一気通貫で、この半年の様々な政策の動きを報告申し上げます。半年でございましたけれども、園バスの事故や保育所における虐待事案ですとか、あるいは宗教2世の問題のように、ある意味突発的な事案に象徴されるようなものから、普遍的な問題を探るような政策の実行もございましたし、一方で、児童福祉法等改正法の令和6年の本格施行に向けて、地に足をつけて調査研究をたくさん回しながらやっていく話もございました。同時に児童相談所の体制強化、こういった計画的に進める話も並行してやってまいりました。

また、去年の秋には、急遽ということで、経済対策の中で伴走型の相談支援という、経済的な支援と寄り添い型の相談支援を一体でやるという、ある意味古くて新しいような事業の創設を行いました。全市町村における準備に向けて非常に体力の要る作業が続いております。

こういった中ですけれども、こども家庭庁移管に向けて準備を進めております。こども政策、予算の倍増に向けて、まずは3月にたたき台を示し、骨太の方針、秋のこども大綱、年末の予算編成と、こども家庭庁、船出の年ですけれども、やるべきことは山積しております。

今日の御議論、私も最初から最後まで伺わせていただいております。こどもの権利擁護をしっかり進める。そして、妊娠期からの切れ目のない支援。特に、チェック型ではない、予防も重視した形での寄り添い型の支援。そして、中でも少子化対策という言葉で大きな話が注目されがちではありますが、多様なニーズのある困難な環境にあるお子さんたちをしっかり支援していくということ。こういった観点からの御意見をいただいたかなと思って、重く受け止めております。

成育局と支援局という言葉が出ましたけれども、こども家庭庁として司令塔機能を発揮して、何局ということではなくて、中で一致団結して取り組んでいきたいと思っております。新しい組織をつくるという大きな時期ですので、恐らくいろいろな難題が降りかかってくるかと思っております。先生方には、新しい審議会でお世話になる先生もいらっしゃると思っておりますけれども、いずれにしても、今日の先生方、それぞれの立場のプロフェッショナルな先生方なので、ぜひ何らかの形で引き続きこども家庭行政にお力添えをいただきたいと、先ほどの御意見を伺いまして、ますます力強く思った次第でございます。

こども家庭庁に移りましても、引き続き、私ども職員は、一致団結して全力で取り組んでいきますので、先生方の御支援、引き続き、どうぞよろしく願いいたします。誠にありがとうございました。

○前田部会長 ありがとうございました。

委員の先生は、ほかに何かございませんでしょうか。ないようですので、本日はこれにて閉会とさせていただきます。ありがとうございました。